

随意契約理由

令和8年(2026年)4月30日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	NTT 豊中ビル～豊中市5拠点（第一庁舎・第二庁舎・庄内コラボ・上下水道局・消防局）の光ファイバ回線利用
契約内容	NTT 豊中ビル～豊中市5拠点（第一庁舎・第二庁舎・庄内コラボ・上下水道局・消防局）の光ファイバ回線利用
契約締結日 及び契約期間	令和8年3月31日 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府中央区城見区2-1-5 株式会社オプテージ
契約金額	10,573,200円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>本契約は、NTT豊中ビルと豊中市5拠点（第一庁舎・第二庁舎・庄内コラボ・上下水道局・消防局）の間に既に敷設している光ファイバ回線（以下「同回線」という。）を引き続き使用することを目的とするものである。</p> <p>同回線は、株式会社オプテージ（以下「同社」という。）が所有し、同社以外がサービス提供することが不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と随意契約を締結するものである。</p>